

横浜市中小企業融資制度

「伴走型経営支援特別資金」の信用保証料助成を拡充

令和6年3月1日（金）から、「伴走型経営支援特別資金（一般保証枠）^{*}」の信用保証料について、国補助後の市の助成率を、従来の10分の1から2分の1へ引き上げます。

原材料高騰等の影響により、売上高や利益率が減少している市内中小・小規模事業者に対し、借入時の事業者による負担をさらに軽減することで、資金繰りを支援します。合わせて、金融機関による経営改善に向けた継続的な伴走支援を行うことで、事業者の事業継続を後押しします。

※一般保証枠：以下の表中「融資対象者3」が該当。

1 「伴走型経営支援特別資金」の内容

融資対象者	経営行動計画を策定した、次の1～4のいずれかの市内中小企業者 1 セーフティネット保証4号の認定を受けている方（借換えのみ） 2 セーフティネット保証5号の認定を受けている方 3 上記1・2以外で売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が5%以上減少している方（一般保証枠） 4 激甚災害（令和6年能登半島地震）について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた方（令和6年1月25日～）
資金使途	運転資金及び設備資金
融 資 限 度	1億円
融 資 期 間	10年以内（うち据置期間5年以内）
融 資 利 率	1年以内：年0.9%以内、3年以内：年1.2%以内 5年以内：年1.4%以内、10年以内：年1.6%以内
信用保証料 事業者負担率	融資対象者1・2・4… 0.1%（国補助後、横浜市1/2助成） 融資対象者3 …【拡充前】0.180%～1.035%（国補助後、横浜市1/10助成） ↓ 【拡充後】0.100%～0.575%（国補助後、横浜市1/2助成）

*国の保証制度「伴走支援型特別保証制度」に対応したもの

2 取扱開始日

令和6年3月1日（金）（横浜市信用保証協会 受付分）

3 申込先・経営行動計画策定の相談先

取扱金融機関 26 行庫（次の URL をご参照ください。）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/yushiseido/yushi.html#toriatukai>

お問合せ先		
(本融資や保証料助成に関すること)	横浜市経済局 金融課長 近藤 陽介	Tel 045-671-2586
(信用保証制度に関すること)	横浜市信用保証協会 企画情報課長 杉山 文彦	Tel 045-662-6622

※本件は、横浜経済記者クラブへも同時発表しています。